最終更新日：2020年6月24日

日本瓦斯株式会社
代表取締役社長　和田眞治
問合せ先：03-5308-2116
証券コード：8174
http://www.nichigas.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

「コーポレート・ガバナンス」とは、持続的な企業価値向上を実現するための仕組みであり、その仕組みを機能させることと考えております。当社は、「経営の規律」を確保しつつも、「捨てる覚悟」と「変革への意思」を持った経営が更なる企業価値向上に繋がると考えており、これを実現する仕組みとしてコーポレート・ガバナンス体制を整備しております。
また、中長期的な企業価値向上には株主、お客様、取引先、従業員、地域社会等、全てのステークホルダー（以下、「ステークホルダー」といいます。）との信頼関係が不可欠です。当社は、経営理念に基づき、ステークホルダーと双方向のコミュニケーションを心掛けております。特に株主・投資家の皆様との建設的な対話に関しては代表取締役社長を含め各役員が積極的に対応、IR担当部署を窓口として個別面談に対応する等、体制を整備しております。また、株主との対話を通じて得た有用なご意見は、取締役会に共有し議論を行っております。

＜経営理念＞
（1）地域社会に対する貢献
環境負荷の少ないエネルギーを、地域社会に最適な供給方法により安全と安定供給を担保しつつ適正価格で提供することにより、お客様のより快適な生活に資するとともに、地域社会の環境保全や防災活動に貢献します。また、地域社会の一員として地域の価値向上に積極的に参加し、かつ納税義務を果たすことも企業としての社会的責任であり社会貢献と考えます。

（2）企業の持続的成長を目指す
地域社会に貢献し、お客様を増やすことが経営基盤をさらに強固なものとすると考え、適正な利益を確保し効率的な投資を行い、企業価値の中長期的向上に努めます。また、株主に対しては継続的・安定的な配当と内部統制体制の構築により、株主価値の向上に努めます。

（3）人的資源の尊重
社員をはじめとする人的資源は企業を支える重要な財産と位置づけ、お客様に密着したきめ細かいサービスを行うため社員の能力を最大限に発揮できるような経営を行うことは、企業の持続的成長のために不可欠な要素であります。その根底に社員、お取引先並びにその家族の幸福が不可欠であり、経営に当たってその増進を目指します。

当社は、経営理念に基づき、中長期的な企業価値向上を実現させるための枠組みと運営方針を、以下の「コーポレートガバナンス・ガイドライン」（以下、「ガイドライン」といいます。）の中で定めております（添付をご参照ください）。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則4-1-③】（最高経営責任者等の後継者計画）
【補充原則4-3-②③】（CEO選解任のための客観性・適時性・透明性ある手続）
後任の代表取締役社長については、代表取締役社長が、取締役会に提案し、係る提案理由を説明し、取締役会で審議の上、承認することとしております。後継者計画の策定・運用も含めた選解任プロセスの整備については、引き続き重要な検討課題としております。後継者計画（育成を含む）の制度基準等は、ESG経営推進委員会（後述）で検討いたします。

【補充原則4-10-①】（独立社外取締役を主要な構成員とする諮問委員会の設置）
当社の各取締役の個別基本報酬は、各取締役に対する独立外部評価者(*)による評価を基礎として算定されております。
(*)独立外部評価者は、経営及び役員報酬の経営及び役員報酬の算定根拠となる業績連動評価に高い知見を有する2名の大学教授です。

①各取締役は、取り組んだ課題、実績について、年に一度決算終了後に、独立外部評価者と評価面談を実施します。
②独立外部評価者が、面談結果をもとに、各取締役の役割・責務別に求められる項目ごとに定量評価、定性評価を実施。定量評価は、会社全体の営業利益および各役員が掲げるKPI達成状況で評価されます。また、定性評価は、企業価値向上への貢献、方針策定と戦略の浸透、後継者の育成と発掘、専門能力、先見力等の項目により評価されますが、特に変革力が重視されます。
③代表取締役（3人）及び人事部管掌役員は、独立外部評価組織の結果報告をうけ、最終的に代表取締役社長が、独立外部評価に基づき、個別の基本報酬を決定します。
なお、今後、取締役等の指名や取締役等の報酬に関する基準については、ESG経営推進委員会で検討いたします。また、諮問委員会の設置に向けて、構成や審議事項について現在検討を進めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4】（政策保有株式）
当社は、2016年度に政策保有株式に関する見直しに着手、2017年度から前年度までは、持ち分比率が高かった金融機関との持合を中心に政策保有の解消を実施、前年度は9銘柄の縮減をいたしました。本事業年度からは、当社エネルギー事業との関連性が強いガス機器メーカーも保有の見直しの対象に加え、これまでよりも広範に保有の解消を進めてまいります。
また、当社が保有する政策保有株式の縮減のみでなく、被保有分の政策保有株式（他社が保有する当社株式）についても当社から積極的に働きかけ、保有の解消を進めていただいております。2016年度から前年度までは、取引金融機関等の重要な取引先が当社の方針に賛同して下さり、当社株式の売却を進めて下さっております。そして本事業年度からは、機器メーカー等にも新たに当社株式の売却を進めていただく予定です。
政策保有株式に関する方針については、「ガイドライン」　第7条（政策保有株式）をご覧ください。

【原則1-7】(関連当事者間の取引)
現在、当社と役員との間の取引はございません。
関連当事者間の取引に関する方針については、「ガイドライン」 第10条 (関連当事者間の取引) をご覧ください。

【原則2-6】
当社は企業年金制度を採用していないため、企業年金のアセットオーナーには該当いたしません。
「ガイドライン」第11条 (企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮) をご覧ください。

【原則3-1】(適切な情報開示と透明性の確保)
当社では、以下のとおり開示することによって主体的な情報発信を行っております。
(1) 経営理念、経営戦略及び経営計画は、当社ホームページ、統合報告書、株主総会資料、決算説明会等で開示し説明しております。
・経営理念:当社ホームページ内の「経営理念」ページ (URL:https://www.nichigas.co.jp/corporate/philosophy/)
・経営戦略:当社ホームページ内の「社長メッセージ」(URL:https://www.nichigas.co.jp/corporate/greeting/)、
統合報告書 (URL:https://www.nichigas.co.jp/ir/library/annual/)
・経営計画:決算説明資料(URL:https://www.nichigas.co.jp/ir/library/results_briefing/)
(2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と方針は、上記1.「基本的な考え方」及び添付「ガイドライン」をご覧ください。
(3)「ガイドライン」第22条 (取締役等の報酬決定の方針・手続) をご覧ください。
(4)「ガイドライン」第21条 (取締役等の選解任の方針・手続、取締役・監査役候補の指名) をご覧ください。
(5) 個々の取締役・監査役の略歴、社外取締役候補者及び社外監査役候補者の選任理由は、「株主総会招集ご通知」にて開示しております。
「第66回定時株主総会招集ご通知」については、当社ホームページの「IRニュース」(URL:http://www.nichigas.co.jp/ir/ir_news/) 内に掲載しております。また委任型執行役員については、その経歴等を統合報告書に掲載しております。

【補充原則4-1-①】(取締役会の役割・責務)
「ガイドライン」 第15条 (取締役会の役割・責務) をご覧ください。

【原則4-9】(独立社外取締役の独立性判断基準・資質)
当社の独立性の判断基準は、東京証券取引所が定める独立性基準に準拠しております。また、当社では、取締役会で活発な討議がなされることを重視し、経験豊富な公認会計士、海外事業にも精通した投融資経験者という経歴の異なる独立社外取締役の選任を行っております。
さらに当社では、独立社外監査役として会社法やリスク管理等を専門とする弁護士及び経営に関する高い知見を有する経験豊富な公認会計士の選任を行っております。

【補充原則4-11-①】(取締役会および監査役会の構成についての考え方)
「ガイドライン」 第15条 (取締役会の役割・責務) をご覧ください。

【補充原則4-11-②】(取締役、監査役の兼任状況)
当社では、社外取締役以外の取締役は他の上場会社の役員を兼務しておりません。社外取締役及び監査役の他の上場企業の役員との兼務状況については有価証券報告書等で開示しておりますが、兼務先の数も合理的な範囲に留まっており、当社の役員としての責務を果たす上で問題とならない兼務であると判断しております。

【補充原則4-11-③】(取締役会全体の実効性についての分析・評価の結果の概要)
当社2019年度の取締役会の実効性は、ガバナンスコードに則り全体として実効性が確保できているものと評価しております。
2019年度の各取締役の評価に関して、独立した第三者たる有識者 (評価者) から取締役としての評価基準に達しているとの評価を受けました。
また取締役会は、社外役員から、「1)取締役会の構成・運用、2)戦略と実行、3)リスクと危機管理、4)株主との対話等、についてガバナンスコードに則り全体として実効性がある」との評価を得ました。
なお社外役員からは、「社外役員からの取締役会に対する意見を受け止め、その多くを改善に活かしたことは評価できる。今後は、事業戦略、リスク管理、業績評価といった様々な観点においてESG、SDGsへの対応が重要である。ICT投資におけるプロジェクト管理、進捗状況のモニタリングは引き続き重要である。リスクの抽出、評価について取締役会で共通認識を持つことが必要である」とのご意見をいただきました。
取締役会の実効性の評価の方針については、「ガイドライン」 第24条 (取締役会の実効性の評価) をご覧ください。

【補充原則4-14-②】(取締役、監査役のトレーニング方針)
「ガイドライン」 第26条 (取締役、監査役のトレーニング方針) をご覧ください。

【原則5-1】(株主との建設的な対話に関する方針)
当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために、株主総会以外での株主との建設的な対話が重要であると認識し、様々な対話の機会を設定しております。代表取締役社長を含め各役員が積極的に対応し、IR担当部署を窓口として個別面談に対応する等、体制を整備しております。また、株主との対話を通じて得た有用なご意見・ご要望は、取締役会に適切に共有し議論を行っております。
当社は、個別面談以外に決算説明会を原則年2回開催しており、代表取締役社長含め、役員が登壇し、決算説明に加え事業戦略に関する説明を行っております。なお、説明会の模様は当社のホームページの「IRニュース」(URL:https://www.nichigas.co.jp/ir/ir_news/) で開示しております。
株主との建設的な対話に関する方針については、「ガイドライン」 第27条 (株主との対話) をご覧ください。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	4,931,100	12.28
GOLDMAN, SACHS & CO. REG	2,450,347	6.10
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,274,100	5.66
東京電力エナジーパートナー株式会社	1,460,000	3.63

日本生命保険相互会社	728,920	1.81
野村信託銀行株式会社（退職給付信託三菱ＵＦＪ銀行口）	675,000	1.68
JP MORGAN CHASE BANK 385151	670,414	1.66
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口５）	636,000	1.58
みずほ信託銀行株式会社　退職給付信託　みずほ銀行口　再信託受託者　資産管理サービス信託銀行株式会社	602,000	1.49
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	584,820	1.45

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	小売業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
井出　隆	他の会社の出身者											
河野　哲夫	他の会社の出身者								△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
井出　隆	○	―――	＜社外取締役として選任する理由＞ 井出隆氏は、公認会計士として会計・財務に関する高い見識を有しているため当社の社外取締役にふさわしいと判断しております。 ＜独立役員に指定した理由＞ その経歴より一般株主と利益相反のおそれがないと考えられるため、独立役員に指定しております。

河野　哲夫	○	河野哲夫氏は、当社の借入先である株式会社三井住友銀行に過去在籍しておりました。当社グループは2020年3月期末時点で、同行に対し3,768百万円の借入残高があります。また、同行は当社の株主ですが、その持株比率は発行済株式総数の1.09%であり、また同氏が退職してから15年以上が経過していることから、当社と同行の関係が、同氏の職務遂行に影響を及ぼすものではないと判断しております。	＜社外取締役として選任する理由＞ 河野哲夫氏は、大手金融機関に長年勤務し、金融・財務面のみならず海外事業に対しても豊富な知見を有しているため当社の社外取締役にふさわしいと判断しております。 ＜独立役員に指定した理由＞ その経歴より一般株主と利益相反のおそれがないと考えられるため、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役会は監査役4名（うち3名が社外監査役）で構成し、取締役会に出席するとともに、定期監査役会に加え、必要に応じて不定期に監査役会を開催しております。また監査役会は、会計監査人及び内部監査部門である監査室との三様監査会議を四半期ごとに開催し、各監査方針・監査計画・監査重点項目等について定期的に意見交換を行うほか、各監査実施状況等について報告・確認を行い、効率的かつ実効性の高い監査を実施しております。
また常勤監査役は、内部統制システム委員会（グループリスク管理委員会、グループコンプライアンス委員会等）及び重要会議への出席、決裁書類の閲覧等を通じて監査を実施し、効率的な監査遂行のため、監査室と常時情報交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
山田　剛志	弁護士													
中嶋　克久	公認会計士													
五味　祐子	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山田　剛志	○	―――	＜社外監査役として選任する理由＞ 弁護士として活動するとともに、成城大学大学院法学研究科教授として会社法と金融法を専門として指導しております。その専門知識と見識を、当社の監査体制の強化に活かしていただけると考えております。 ＜独立役員に指定した理由＞ その経歴より、一般株主と利益相反のおそれがないと考えられるため、独立役員に指定しております。
中嶋　克久	○	―――	＜社外監査役として選任する理由＞ 公認会計士としての監査法人勤務、ベンチャーキャピタル及び預金保険機構への出向経験から企業価値評価、株式価格鑑定に関する高い専門性を有しております。また、M&A・組織再編コンサルティング会社の経営者として経営に関する高い見識も有しているため、監査役としての有用な指摘を行っていただけるものと考えております。 ＜独立役員に指定した理由＞ その経歴より、一般株主と利益相反のおそれがないと考えられるため、独立役員に指定しております。
五味　祐子	○	―――	＜社外監査役として選任する理由＞ 弁護士として危機管理・リスク管理等に関する豊富な知識と経験を有しております。その知識及び経験を活かし、専門的かつ独立した見地から当社の監査を行って頂くことで監査役監査を強化することが期待できると考えております。 ＜独立役員に指定した理由＞ その経歴より一般株主と利益相反のおそれがないと考えられるため、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	5 名

その他独立役員に関する事項

当社の社外役員の独立性の判断基準は、東京証券取引所が定める独立性基準に準拠しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明 更新

当社の取締役の報酬には、2015年7月分より、業績に連動する基本報酬「業績連動型報酬」と、株主価値との連動性をより意識した「株式報酬制度（BIP信託制度）」を導入し、中長期的な企業価値向上を意識づける報酬構成としております。

1) 業績連動型報酬
対象役員の基本報酬の一部に業績連動部分を導入することで、対象役員の当社グループ業績向上に対する達成意欲を高めることを目的としております。各役員の個別基本報酬は、各役員に対する独立外部評価者(*)による評価を基礎として算定されております。
(*)独立外部評価者は、経営及び役員報酬の業績連動評価に高い知見を有する2名の大学教授です。

①各役員は、取り組んだ課題、実績について、年に一度決算終了後に、独立外部評価者と評価面談を実施します。
②独立外部評価者が、面談結果をもとに、各役員の役割・責務別に求められる項目ごとに定量評価、定性評価を実施します。定量評価は、会社全体の営業利益および各役員が掲げるKPI達成状況で評価されます。また、定性評価は、企業価値向上への貢献、方針策定と戦略の浸透、後継者の育成と発掘、専門能力、先見力等の項目により評価されますが、特に変革力が重視されます。
③代表取締役（3人）及び人事部管掌役員は、独立外部評価組織の結果報告をうけ、最終的に代表取締役社長が、独立外部評価に基づき、個別の基本報酬を決定します。
なお、企業価値の向上に貢献した評価をより報酬に反映するため、社外取締役または社外監査役が過半数を占めるESG経営推進委員会におい

て独立外部評価を基準に審議を深めることを予定しております。社外取締役及び監査役の個別の基本報酬は、その役割・責務に応じて決定しております。
2) 株式報酬制度（BIP信託制度）
対象役員の報酬と株主価値との連動を高めることにより、対象役員の業績向上意識を一層高め、企業価値・株主価値の向上を高めることを目的として導入しております。
本株式報酬は、BIP信託制度を利用し、連結営業利益等の達成度に応じて変動する基本報酬月額及び役位係数に基づきポイントを算出し、取締役に毎年付与いたします。ポイントは在任期間中累積され、退任時に、累積ポイントの一定割合に相当する数の当社株式及び信託内で換価処分した換価処分相当額の現金を受け取ることができます。
2020年6月24日開催の第66回株主総会にて、2021年3月期から2025年3月期を対象とした本制度の継続を決議しております。
※役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託とは、米国のパフォーマンス・シェア（Performance Share）制度及び譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock）制度を参考にした 役員インセンティブ・プランです。

なお、社外取締役及び監査役は、適切にその役割を担うために固定の基本報酬のみを支給し、業績に連動する報酬は支給しておりません。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況 更新	一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明 更新

■第66期（2019年4月1日から2020年3月31日までの）の役員報酬

□取締役の報酬限度額は、2015年6月25日開催の第61回定時株主総会において年額400百万円以内（内、社外取締役30百万円以内、また、使用人分給与は含まず。）と決議しております。また、監査役の報酬限度額は、2015年6月25日開催の第61回定時株主総会において年額70百万円以内と決議しております

役員区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）				対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	業績連動型株式報酬	賞与	退職慰労金	
取締役 （社外取締役を除く）	325	251	73	―	―	9
監査役 （社外監査役を除く）	13	13	―	―	―	1
社外役員	30	30	―	―	―	5

1 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2 上記業績連動型株式報酬は、2015年６月25日開催の第61回定時株主総会において承認された当事業年度における株式報酬引当金の繰入額です。

□連結報酬等の総額が1億円以上である取締役の連結報酬等の総額等

氏名	役員区分	会社区分	連結報酬等の総額（百万円）	連結報酬等の種類別の額（百万円）	
				基本報酬	株式報酬
和田 眞治	取締役	提出会社	104	74	30

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

上記、「インセンティブ関係」の「該当項目に関する補足説明」をご覧ください。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】 更新

社外役員の専従スタッフはおりませんが、社外取締役に関しては総務部が、社外監査役に関しては監査室のスタッフがそれぞれサポートしております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

現状の体制の概要
1．業務執行体制

当社は経営の意思決定・監督機能と業務執行機能の分担を明確することを目的に、経営戦略や経営計画の基本事項等を決定する「取締役会」のほか、業務執行の権限を委譲した「経営会議」を設置し、取締役会にて決議した内容を実現するための議論を行っております。
加えて、取締役会の機能の独立性・客観性・公正性と説明責任を強化し、取締役会の実効性を確保するための任意の諮問委員会として「ESG経営推進委員会」を設置しております。これらの体制により、当社は「攻めの経営」と「守りの経営」を進化させ、グループ一丸となって事業環境の変化に迅速かつ柔軟に対応し、持続的な企業価値成長を実現してまいります。
「取締役会」については、2020年6月24日に開催いたしました第66回定時株主総会をもって、体制を現行の11名から、独立社外取締役2名を含む5名（代表取締役社長執行役員 和田眞治、代表取締役専務執行役員 渡辺大乗、同 柏谷邦彦、社外取締役 井出隆、同 河野哲夫)の構成に変更いたしました。
「経営会議」については、社長、各本部長及び副本部長の執行役員により構成し、取締役会の業務執行に関わる権限事項を委譲することで、取締役会にて決議した経営戦略や経営計画の具体的施策を審議、実行してまいります。
「ESG経営推進委員会」については、独立社外取締役および独立社外監査役ならびに代表取締役を委員とし、3名以上5名以内で構成（過半数は社外取締役）し、ESG経営の観点を踏まえた長期視点での経営戦略や経営計画の策定について助言し、取締役会の客観性や透明性を高めてまいります。また、持続的成長に向けたガバナンス強化を目指し、役員報酬や後継者計画（育成を含む）に関する議論を実施します。

２．監査体制
当社の監査役会は、常勤監査役1名と独立社外監査役3名の計4名（常勤監査役 安藤克彦、社外監査役 山田剛志、同 中嶋克久、同 五味祐子）で構成され、社外監査役には、取締役会から独立性が高く、財務・会計並びに会社法等に知見を有する人材が選任されております。
監査役会は、取締役会の開催に先立ち定期的に開催されるほか、必要に応じて不定期に監査役会を開催しております。各監査役は、取締役会に出席し、議事運営、決議内容等を監査し、積極的に意見表明を行うとともに、取締役、執行役員及び各部門長に対する業務執行状況の監査も実施しております。また、監査役会は、会計監査人及び内部監査部門である監査室から監査の実施状況等の報告を受ける等、緊密な連携を保ち、取締役の業務執行を監査しております。

会計監査業務を行った公認会計士の氏名（所属する監査法人、継続監査年数）
田中　伴一（協立監査法人6年）及び作花　弘美（同2年）ほか、公認会計士8名、会計士補1名が補助者として会計監査業務に関っております。

３．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、会社法上の機関設計として監査役会設置会社を採用しています。複数の社外取締役を含む取締役会が、複数の社外監査役を含む監査役会との緊密な連携を通じて監査役の機能を有効に活用することにより、「経営の規律」を確保しつつも「捨てる覚悟」と「変革への意思」を持った経営が可能となると考えております。またこの体制を通じた経営を行うことで、更なる企業価値向上を実現できるものと考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2020年6月24日に開催いたしました定時株主総会では、開催の3週間前に招集通知を発送いたしました。
招集通知（要約）の英文での提供	発送日に開示いたしました。

2．IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	情報開示委員会において検討し、速やかに公表いたします。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	2020年3月期中間決算説明会：2019年11月に開催いたしました。 2020年3月期通期決算説明会：2020年5月に集会形式の説明会を予定していましたが、新型コロナウイルス感染拡大の状況を鑑み、決算発表当日に電話会議形式で、経営企画/IR部管掌役員より決算説明を実施いたしました。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算関連資料や株主向け資料と共に、決算説明会の動画も掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画/IR部が、窓口となっております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	中長期的な企業価値向上には株主、ステークホルダーとの信頼関係が不可欠です。 当社は、経営理念「日本瓦斯グループの経営理念～持続的成長を目指して～」に基づき、ステークホルダーと双方向のコミュニケーションを心掛けております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	エネルギー総合企業として環境への配慮は重要な経営課題と認識しています。当社ではESG経営推進委員会を設置し、ESGやCSRを意識した経営の強化を図っています。2020年度は、CO2排出量等、ESG、CSR、SDGs関連情報の開示を充実させ、ステークホルダーの皆様との更なる関係深化に努めてまいります。 ■低炭素社会に向けた取組み：当社は、独自の配送システムによる効率的なオペレーションによりCO2排出量を削減してまいりました。今後は、昨年開発したガスメーターをオンライン化する機器「スペース蛍」により、更にCO２の削減を進めてまいります。スペース蛍の取り付けにより、従来、月1回検針員が現地に赴き実施していた検針を自動化します。これにより、人の作業を削減、移動に伴い発生するCO２排出をゼロにします。また1時間に1回ガス使用量を測定することで、これまで以上にボンベ配送を効率化し、CO２の排出量の更なる削減を実現してまいります。 ■ペーパーレス化に向けた取組み：当社は検針票（ガス使用量のお知らせ等）を電子化しています。月々の使用量や料金を一目で確認できるオリジナルアプリ「マイニチガス」でエネルギー使用量や請求額の通知を行っております。また、諸手続きのWEB化も進め、この点でもペーパーレス化も進めています。エネルギー業界では紙のオペレーションが未だ多く、今後当社が取り組むDXによりペーパーレス化を実現できる余地は大きいと考えています。 ■地域社会への貢献：当社の使命は「地域社会に対する貢献」です。安全・安心・安定を第一にエネルギーをお届けすることはもちろん、今後は多様化・複雑化する地域社会のニーズに応える、新たな異業種連携によるサービスの創出が重要であると考えています。ガスと電気のセット販売、「マイニチガス」を通じた、提供するサービスの進化により、利便性の高いサービスをお届けしてまいります。更に、より良いエネルギーサービスを享受する地域社会の実現を目指し当社の高効率オペレーションの仕組みを他社に提供する準備を進めています。2020年度末までに、を始めとするDXを実装し、200万世帯をカバーする第二のハブ充填基地「夢の絆・川崎」を稼働開始させる予定です。当社が実現する、高効率な充填・配送・それらデータの一元管理の仕組みを他のLPガス事業者に提供することで、より低価格で高質なサービスを地域社会にお届けしてまいります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1．業務運営の基本方針
当社は、経営戦略・経営計画を当社グループ全体で実現するにあたり、内部統制の整備・運用を実施しています。
代表取締役社長を委員長とする「内部統制システム委員会」を設置し、その下部組織として「グループリスク管理委員会（委員長：代表取締役専務執行役員　コーポレート本部長　柏谷　邦彦）」、「グループコンプライアンス委員会（委員長：同　柏谷　邦彦）」、「情報開示委員会（委員長：同　柏谷　邦彦）」及び「内部統制ワーキンググループ（統括責任者：法務部長　星　新也）」を編成の上、内部統制システムの整備及び運用を進めることにより、適法かつ効率的に業務を執行する体制の確立を図っております。
財務報告に係る内部統制については、「内部統制ワーキンググループ」が所管し、全社的な統制、各業務プロセスの整備運用評価をする委員を選定しております。また、当社子会社各社にもそれぞれ評価委員を選定のうえ、整備・運用の評価に関する進捗状況の報告やモニタリングの実施状況、評価結果の改善等について協議して運営しております。
弁護士等その他第三者の状況については、7つの法律事務所と顧問契約を締結し、法律上の判断が必要な際に随時確認する等、コンプライアンス経営に資するための法律面のコントロール機能が働くような仕組みを構築しております。

2．取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、「グループコンプライアンス委員会」にて当社グループにおけるコンプライアンス推進活動の立案と推進等を実施しております。また、当社役員及び従業員等が、それぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえ業務運営にあたるよう、「日本瓦斯グループ役職員行動規範」を制定し、コンプライアンスに関わる相談・通報体制としては「グループ・ヘルプライン」を設け、役員及び従業員等が、コンプライアンス違反行為等に気づいたときは、監査室（社内窓口）もしくは社外窓口である弁護士事務所に通報するよう定めております。
当社は通報内容を守秘し、通報者に対して、不利益な扱いを行いません。財務報告に係る内部統制については、会社法、金融商品取引法、東京証券取引所規則等と適合性を確保するため、コーポレート本部を中心に十分な体制を構築しております。
内部通報に関する基本方針については、「ガイドライン」　第12条（ステークホルダーとの関係）をご覧ください。

3．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は、コーポレート本部長を統括責任者、総務部長を事務局長とし、法令・社内規程に基づいた情報の保存・管理を行っており、取締役・監査役は必要に応じて保存・管理した情報を閲覧することができます。
情報セキュリティについては、「情報セキュリティ対策チーム（責任者：法務部長）」を編成し、情報セキュリティ及び個人情報保護に関する基本方針を制定し、適切な措置等の整備をもって対応しております。

4．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、当社グループ全体のリスクを横断的に認識し、各業務の所管部門がリスクの洗い出しや定期的なリスクの見直しを行い、リスクの予防、軽減及び回避を行うための方策の策定・運用に継続的に取り組んでおります。
「グループリスク管理規程」を制定、「グループリスク管理委員会」を設置し、リスク分類に応じた所管部門長（各グループ会社の責任者を含む）を委員とし、法務部を事務局とした当社グループ全体のリスク管理体制の整備及び運用を推進しております。当社グループ全体において有事の際には「グループリスク管理規程」に従い、会社全体として対応し、危機管理にあたることとしております。
また平時から、「グループリスク管理委員会」において、当社グループにおけるリスクの評価に基づく対応方針を決定し、統制すべきリスクについては社員教育を徹底してリスク軽減等に取り組む体制を整備するとともに、万一の自然災害時や事故等に備え、安全・安定供給リスクを専管する組織である、エネルギー事業本部が専門的な立場から、安全面・環境面・物流面での緊急保安体制を組織し、毎年訓練等を行っております。

5．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は経営の意思決定・監督機能と業務執行機能の分担を明確することを目的に、経営戦略や経営計画の基本事項等を決定する「取締役会」のほか、業務執行の権限を委譲した「経営会議」を設置し、取締役会にて決議した内容を実現するための議論を行っております。
加えて、取締役会の機能の独立性・客観性・公正性と説明責任を強化し、取締役会の実効性を確保するための任意の諮問委員会として「ESG経営推進委員会」を設置しております（詳細は、上記「業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）現状の体制の概要、1．業務執行体制」を参照）。

当社は、取締役会で決議された経営計画及び年度計画に基づき、各事業部門において目標達成のために活動し、取締役会における定期的な報告において検証することで適切に進捗の確認を行うことといたします。
当社は、取締役会の主たる役割を、経営戦略、経営計画及びその方針の決定と、それらの業務執行のモニタリングと定め、独立社外取締役を2名以上選任することで、アドバイス機能の充実と監督機能の強化を図り、実効性を高めております。
当社は、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」等を定め、業務の執行を適切かつ効率的に行うことといたします。

6．当社及びその子会社から成る企業集団（以下、当社グループという。）における業務の適正を確保するための体制
(1)　子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社は、「グループ会社管理規程」を制定し、経営状況、業務執行状況及び財務状況に関する定期的な報告を受け、当社グループの企業価値を最大化する観点から、経営会議及び取締役会において子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われているかを確認します。
当社取締役及び執行役員等が当社子会社の取締役及び監査役を兼務し、当社グループの経営理念及び経営方針に基づく子会社の事業戦略、事業計画等の重要事項の策定を当社の事前承認事項とすること等により、子会社の経営管理を行っております。
(2)　子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社グループにおけるリスクマネジメントについては、「グループリスク管理委員会」を設定し、「グループリスク管理規程」に従い、リスク情報収集、リスク分析、リスク対策を行い、損失の回避・低減・移転等の対応に努めております。
(3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社グループは、監督機能と業務執行機能を分離し、経営責任の明確化及び意思決定と業務執行のスピードアップを図ります。子会社の自主性を尊重しつつ、その経営管理及び助言・指導を行うとともに、当社取締役及び執行役員等が当社子会社の取締役及び監査役を兼務し、経営を把握し、業務の適正化を推進しております。
当社子会社は、その経営に多大な影響を及ぼすと判断する重要事項については「グループ会社管理規程」に基づき、事前報告の上、承認を得ることとしております。
当社の基幹業務システム「雲の宇宙船」及びグループウェアを子会社に導入することでグループ共通システムを構築し、グループ内の情報共有を図り、効率的な職務の向上を推進いたします。
(4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
グループ全体の役員・従業員を対象とする、「日本瓦斯グループ役職員行動規範」を制定するとともに、グループ全体の役員・従業員に対するコン

プライアンス研修を実施しております。
当社監査室は、当社グループの内部監査を実施し、業務執行の適法性及び妥当性等を監査しております。その内部結果を当社の代表取締役、監査役及びグループ各社の社長等に報告し、内部統制に係る改善策の指導、実施の支援・助言をしております。
当社グループ全体を対象とする内部通報窓口として、「グループ・ヘルプライン」を設け、子会社の役員及び従業員等からの通報に対し、コンプライアンスの視点から、是正措置・再発防止策の策定と実施を行うこととしております。

7．監査役の職務を補助すべき使用人とその独立性に関する事項
監査役が補助使用人を置くことを求めた場合、その専属・兼務の別、人数・地位等について適切に決定するものとし、当該使用人の人事異動及び人事評価については監査役会の同意を得るものとし、独立性の確保を図ります。

8．監査役への報告体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1) 当社の役職員が監査役に報告するための体制
取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い直ちに監査役に報告します。
また、常勤監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、経営会議や内部統制システム委員会、グループコンプライアンス委員会、グループリスク管理委員会等の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めます。
監査役は、会計監査人、内部監査部門、子会社の監査役等と情報交換を行い、緊密な連携を図ります。
(2) 子会社の役職員又はこれらの者から報告を受けた者が親会社の監査役に報告をするための体制
子会社の役員及び従業員は、当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合、当社の監査役に報告します。
子会社の役員及び従業員は、当社の監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行っております。
当社及び子会社の内部監査部門は、当社の監査役に対し、子会社の内部監査結果を報告します。
(3) 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、監査役へ報告を行った者が、当該報告をしたことを理由に不利な取り扱いを受けない旨の社内規程を定めます。
(4) 監査役の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査費用に係る予算を確保します。また、監査役が外部専門家（弁護士・公認会計士等）への委嘱に関する合理的な費用の負担を求めたときは、速やかにこれに応じます。

9．財務報告の信頼性及び適正性を確保するための体制
財務報告の信頼性及び適正性の確保を経営の重要な責務として位置付け、財務報告に関する内部統制は代表取締役が主導し、当社グループをあげて適正な体制を整備することを基本方針としております。
また、財務報告の信頼性及び適正性の確保にあたっては、監査室及び経財部において内部統制システムの整備・運用状況の検証及び内部監査を行うとともに、取締役会及び監査役会への適切な報告を行うことにより、取締役会及び監査役会が継続的にこれをモニタリングできる体制を整備しております。子会社各社にはそれぞれ評価委員を選定のうえ、整備・運用の評価に関する進捗状況の報告やモニタリングの実施状況、評価結果の改善等について協議して運営しております。内部監査においてもリスクアプローチの観点から当社監査室及び経財部が子会社に赴き、内部統制システムの整備・運用状況の監査を実施しております。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

⑴ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は、「日本瓦斯グループ役職員行動規範」において、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との一切の関係を持たず、反社会的勢力の不当要求に対しては断固たる姿勢で臨みます。
⑵ 反社会的勢力排除に向けた整備状況
当社は、「日本瓦斯グループ役職員行動規範」において反社会的勢力に向けた基本的な考え方を定め、研修等を通じて役員及び従業員等への周知徹底を図っております。
また、顧問弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築しており、反社会的勢力の不当要求に対しては法務部を統括部署として組織的に対応いたします。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

当社は、2017年6月28日第63回定時株主総会にて企業価値向上プラン（買収防衛策）を廃止いたしました。本プラン廃止後も当社株式の大規模買付を行おうとする者に対しては、大規模買付行為の是非を株主の皆様が適切に判断するための必要かつ十分な情報の提供を求め、合わせて当社取締役会の意見等を開示し、株主の皆様の検討のための時間と情報の確保に努める等、金融商品取引法、会社法その他関係法令に基づき、適切な処置を講じてまいります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

■コーポレート・ガバナンス体制は以下の通りです。

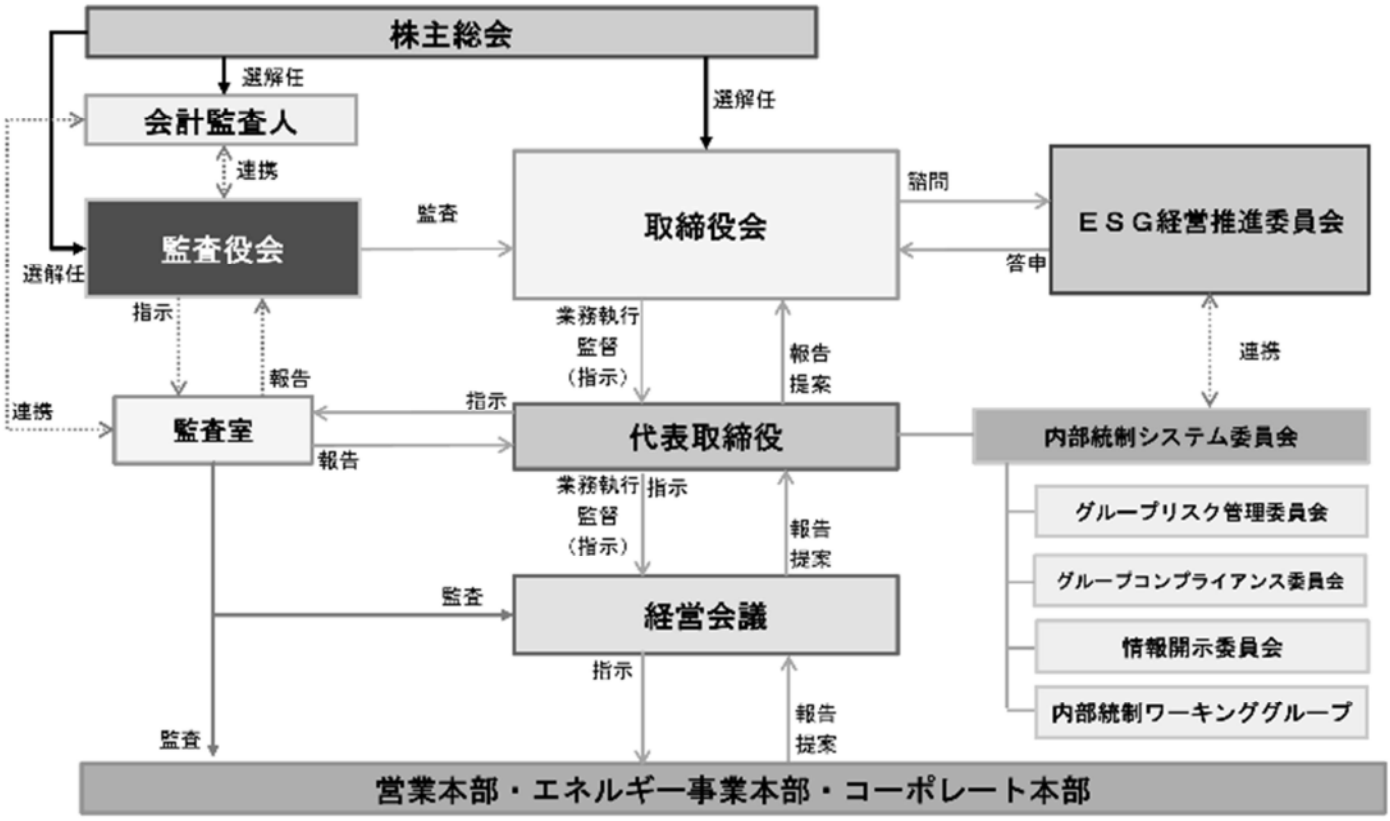

■当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりです。

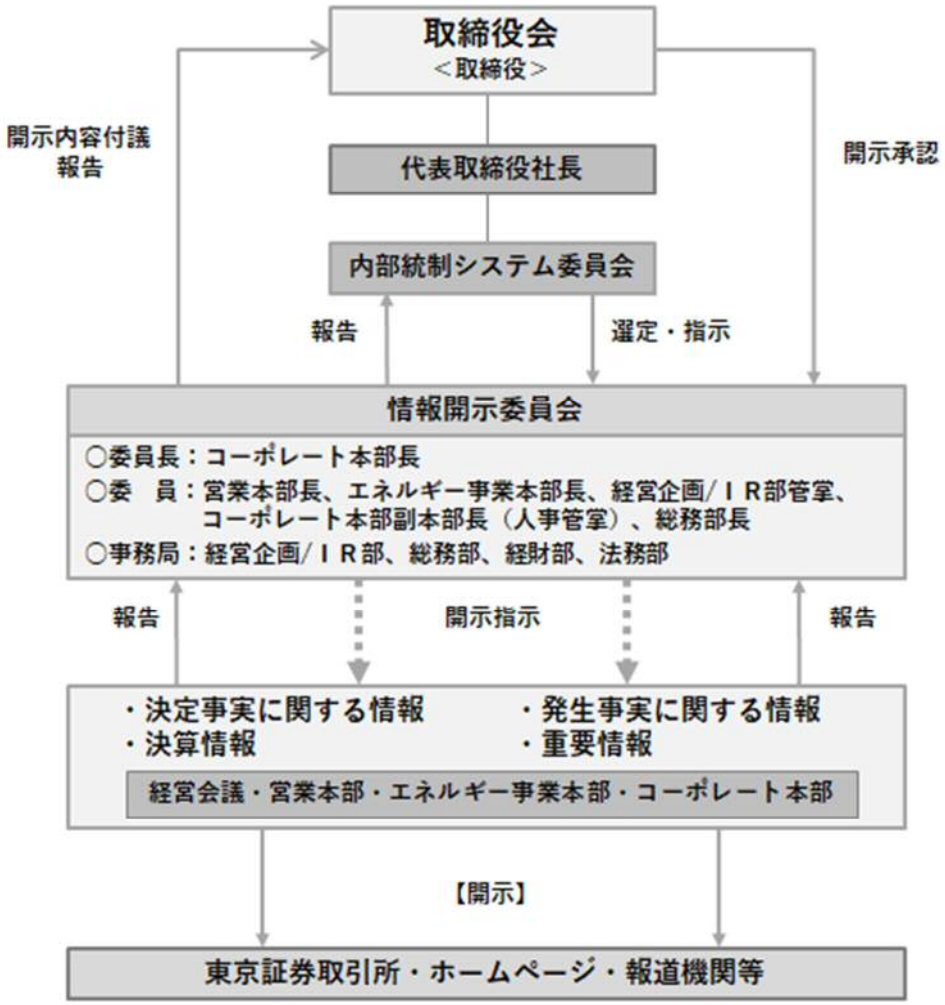

1．　会社情報の適時開示に関する基本方針

・当社は、ステークホルダーに向けた適時適切な情報開示が健全な資本市場形成の根幹をなすものであることを十分認識し、金融商品取引法等の関係法令および東京証券取引所の有価証券上場規程に基づき、適時適切かつ公平に開示することを基本方針としております。

・適時開示の対象のうちインサイダー取引規制上の重要情報の取扱いについては、内部者取引規制における重要事実を管理する社内規程（内部者取引管理規程）を定め、「日本瓦斯グループ役職員行動規範」においてインサイダー情報の管理等に関する遵守事項を明確にしております。

2．　会社情報の適時開示に関する社内体制

・当社は、情報開示委員会（委員長：代表取締役専務執行役員　コーポレート本部長　柏谷　邦彦）を設置し、重要情報の判定、開示の要否、その開示の手段を決定しております。適時開示情報のうち、財務・経理に係る情報は経営企画/IR 部・経財部管掌役員が、それ以外の情報は管掌等に応じて情報開示委員が具体的な公表内容の起案及び開示を担当しております。

・当社は、東京証券取引所の適時開示情報伝達システム（TDnet）に登録・開示する手続きを速やかに行っており、登録後は当社ホームページにも掲載しております。

(1)決定事実に関する情報

決定事実に関する情報については、職務権限規程に従い、取締役会又は業務執行に関する事項を審議する経営会議の決議後に開示いたします。緊急の場合は、代表取締役社長の承認を得て、開示いたします。

(2) 発生事実に関する情報

当社の運営、業務又は財産に関する重要な事項で、有価証券に関する株主・投資家の皆様の判断に重要な影響を及ぼす事項が発生した場合、情報開示委員会委員長は、代表取締役社長の承認を得て、積極的に開示いたします。

(3) 決算等の開示情報

決算情報の開示情報については、担当部門である経財部が作成し、取締役会の決議後に開示いたします。また、経営企画/IR 部において決算情報に関する補足資料を準備し、株主・投資家との皆様とのコミュニケーションの高質化を図ります。

コーポレートガバナンス・ガイドライン

2020 年 6 月 24 日

日 本 瓦 斯 株 式 会 社

第１章総則

（目的）

第１条　本ガイドラインは、日本瓦斯グループが（以下、「当社グループ」という。）経営理念に基づき、持続的な成長を維持し、中長期的な企業価値向上を実現させるためのコーポレート・ガバナンスに対する枠組と運営方針を明らかにする。

（経営理念）

第２条　当社グループの経営理念は次のとおり。

【地域社会に対する貢献】

環境負荷の少ないエネルギーを、地域社会に最適な供給方法により安全と安定供給を担保しつつ適正価格で提供することにより、お客様のより快適な生活に資するとともに、地域社会の環境保全や防災活動に貢献する。また、地域社会の一員として地域の価値向上に積極的に参加し、かつ納税義務を果たすことも企業としての社会的責任であり社会貢献と考える。

【企業の持続的成長を目指す】

地域社会に貢献し、お客様を増やすことが経営基盤をさらに強固なものとすると考え、適正な利益を確保し効率的な投資を行い、企業価値の中長期的な向上に努める。また、株主に対しては継続的・安定的な配当と内部統制体制の構築により、株主価値の向上に努める。

【人的資源の尊重】

社員をはじめとする人的資源は企業を支える重要な財産と位置づけ、お客様に密着したきめ細かいサービスを行うため社員の能力を最大限に発揮できるような経営を行うことは、企業の持続的成長のために不可欠な要素である。その根底に社員、お取引先並びにその家族の幸福が不可欠であり、経営に当たってその増進を目指す。

（コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方）

第３条　当社グループは、前条の経営理念に基づき、企業価値の増大を図ることが、株主、お客様、取引先、従業員、地域社会等（以下、「ステークホルダー」という。）との信頼関係を築き、期待に応えるものと考える。係る経営理念の実現のため、経営の健全性、透明性、効率性を確保する基盤として、有効なコーポレート・ガバナンス体制の構築に努め、業務の適正性を確保する。また、中長期的な企業価値の向上を目指し、株主・投資家との建設的な対話を行うことが重要であると考え、対話を通じて、経営理念に対する理解を得るとともに、株主・投資家の立場を理解し、適切な対応に努める。

第２章 株主の権利・平等性の確保

（株主総会）

第４条　当社は、株主総会を最高意思決定機関と位置付け、株主の十分な権利行使期間を確保し、株主が適切に議決権を行使できる環境を整備する。また、株主総会が株主との建設的な対話の場であると考え、可能な限り、いわゆる集中日を避け、アクセスの良い場所で株主総会を開催する。また、参考書類等の資料については、当社ホームページで開示し、当日、出席できない株主の議決権行使については、議決権行使書の郵送やインターネットによる方法を採用する。

２　当社は、信託銀行等の名義で株式を保有する株主が、株主総会において、信託銀行等に代わって自ら議決権の行使をあらかじめ希望する場合の取扱いについて信託銀行等と協議を行う。なお、現在のところ株主総会において、実質的

な株主の指示にしたがった議決権の不統一行使が可能となっている。

3　当社は、当社株主における機関投資家や海外投資家の比率等を踏まえ、議決権電子行使プラットフォームを導入し、招集通知（参考書類等）の英訳をホームページ上で開示する。

4　当社は、相当数の反対票が投じられた議案について、株主総会終了後の取締役会において、議決権行使助言会社の方針等を参照し、反対の理由や反対票が多くなった原因の分析と対応について検討する。

（株主の平等性の確保）

第５条　当社は、原則年２回の機関投資家向けの決算説明会を実施し、その動画を当社ホームページに掲載し、少数株主も閲覧できるようにする。また、会社法上、少数株主に認められる諸権利については、「株式取扱規程」で権利行使の方法を定める等、その権利行使を円滑に行えるよう十分に配慮する。

2　当社は、全ての株主に対して、実質的な平等性を確保し、株主の権利の確保及び適切な権利行使に資するため、法律上で開示が課される書類に限らず、適宜、当社ホームページ、統合報告書等を通じて、英語版も含め、必要な情報開示を行う。

（資本政策）

第６条　当社は、資本政策を株主資本のパフォーマンスを最大限高める最適な資本調達を行うことと捉え、自社の事業ステージを踏まえて資本調達を行う。また、事業から生み出すキャッシュを中長期の企業価値向上に向けた投資に振り分けるとともに、株主還元を強化することで株主資本のパフォーマンスを高める。

資本政策については、個別の IR 面談、原則年２回開催する決算説明会及び統合報告書などを通して説明を行う。

（政策保有株式）

第７条　当社は、原則として政策保有株式に関しては縮減していく方針とし、業務上の協力関係の維持・強化等の観点から当社グループの中長期的な企業価値向上に資する合理性があると判断される場合のみ、株式の政策保有を行う。

合理性は、1)保有する戦略意義、2)取引及び業務上におけるシナジー効果等の経済的便益、の２つの観点を中心に判断、合理性が薄れたと判断した場合は速やかに処分・縮減する。

2　当社政策保有株式の処分・縮減に加え、被保有分の政策保有株式についても、企業経営に対する一層の規律をもたらすために積極的に働きかけ、持ち合い解消をすすめる。

3　当社は、政策保有株式に係る議決権行使にあたっては、当社の保有する株式の価値及び当社の企業価値向上に資すると判断する議案であれば賛成し、価値を毀損するものに対しては反対票を投じるものとする。

（株主の権利保護）

第８条　当社は、支配権の変更や大規模な希釈化を伴う資本政策を行う場合、不当に既存株主の利益を害することのないよう、社外取締役を含む取締役会でその必要性・合理性を協議し、さらに社外監査役を含む各監査役の意見を聴取した上で決議する。また、その資本政策が当社の企業価値向上に資するものであることについて、株主に十分な説明を行うものとする。

第３章 ステークホルダーとの関係

（行動規範）

第９条　当社は、経営理念の実現のため、当社グループのステークホルダーに対する「役職員行動規範」を定めている。ステークホルダーの権利と利益を尊重する当社グループの企業風土の醸成に向け、役員及び社員のひとりひとりが、法令や社会的規範を遵守し、健全な事業活動を行うことが重要であると認識する。このような経営姿勢こそが、明るい職場と健全な取引関係を築き、当社グループの事業活動を通じて社会の発展に貢献し、また、社会から高い信頼と評価を得ることにつながると考える。

（関連当事者間の取引）

第１０条　役員、主要株主その他の関連当事者との間で取引を行う場合、会社法等の関係法令及び取締役会規則等の社内規則に従い、必要に応じて取締役会の承認を得るものとし、取締役会の承認にあたっては、一般的な取引条件と同等であるか等取引内容の妥当性や経済合理性について確認する。

２　取締役会の承認を受けた取引が実行された際には、会社法等の関係法令及び取締役会規則等の社内規則に従い、その内容について取締役会で報告することとし、会社や株主共同の利益を害する懸念を惹起することのないよう監視できる体制を構築している。

（企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮）

第１１条　当社は企業年金制度を採用していないため、企業年金のアセットオーナーには該当していない。

（ステークホルダーとの関係）

第１２条　当社グループは、株主、お客様、取引先、従業員、地域社会等の様々なステークホルダーとの良好な関係が会社の持続的成長にとって重要であると考え、これを経営理念で規定している。

２　当社グループは、多様な人材の活用が会社成長の大きな原動力になると考えている。

３　当社グループは、内部通報制度「グループ・ヘルプライン（社内窓口：監査室、社外窓口：弁護士事務所）」を設置する。また、通報者の秘密と保護を徹底し、通報者に対する解雇その他一切の不利益な取扱いを禁止する旨を明示的に社内規則に定め、リスクの早期発見、回避、極小化及び再発防止を行う体制を整備の上、コンプライアンス推進体制の実効性を高める。

第４章 情報開示

（情報開示）

第１３条　当社は、会社経営に関する重要な財務・非財務情報を可能な限り開示することがステークホルダーの適切な理解を得るのに必要であると考え、会社法、金融商品取引法等関係法令及び東京証券取引所が定める規則に基づく開示を適時適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的かつ積極的に取り組み、また、提供する情報が、正確で全てのステークホルダーにとって明確かつ、有用性が高いものとなるよう努める。

第５章 コーポレート・ガバナンス体制

（機関設計）

第１４条　当社は、経営の客観性と透明性を高め、経営理念の実践によってステークホルダーの満足を実現し、永続的に企業価

値を向上させることが企業経営の重要課題と位置付けている。

2　当社は、会社法上の機関設計として監査役会設置会社を採用し、ステークホルダーにとって透明性の高いガバナンス体制を維持し、かつ、向上するため、複数の社外取締役を含む取締役会が、複数の社外監査役を含む監査役会と緊密に連携し、監査役の機能を有効に活用しながら重要案件の最終意思決定を行うとともに、経営に対する監督機能の強化を図るものとする。

3　当社は、取締役会のほか、決議した内容を実現するための業務執行の権限を委譲した「経営会議」を設置する。加えて、取締役会の機能の独立性・客観性・公正性と説明責任を強化し、取締役会の実効性を確保するための任意の諮問委員会として「ESG 経営推進委員会」を設置する。これらの体制により、当社は「攻めの経営」と「守りの経営」を進化させ、グループが一丸となって事業環境の変化に迅速かつ柔軟に対応し、持続的な企業価値成長を実現する。

（取締役会の役割・責務）

第１５条　当社の取締役会は、社内取締役及び独立社外取締役より構成し、迅速かつ適正な意思決定及び監督を継続的に遂行していく適切な体制規模とする。

2　取締役会は、「取締役会規則」において取締役会に付議すべき事項を定め、当該事項に関して審議及び決議する。また、当社は、「経営会議規程」及び「職務権限規程」等に則り、経営会議や責任部署への権限委譲を進め、業務執行に関する意思決定の迅速化を図っている。取締役会は、全体の実効性について、分析・評価を行い、その結果の概要を開示する。

3　取締役会は、経営理念に基づいた経営戦略や経営計画等の大きな方向性を示し、経営陣による適切なリスクテイクを支える環境を整える。

4　取締役会は、事業環境の変化に応じた進行事業年度の経営計画を策定し、当該計画に対して達成度を確認し、未達成な場合その原因と対策を決算資料等で開示し、次期事業年度の経営戦略及び経営計画に反映させる。

5　内部統制については、内部統制システム委員会を設置し、その下部組織として「グループコンプライアンス委員会」、「グループリスク管理委員会」、「情報開示委員会」及び「内部統制ワーキンググループ」を編成の上、内部統制システムの整備及び運用を進め、適法かつ効率的に業務を執行する体制の確立を図っている。また、財務報告に係る内部統制については、「内部統制ワーキンググループ」が所管し、全社的な統制、各業務プロセスの整備運用評価をする委員を選定し、また、連結子会社各社にもそれぞれ評価委員を選定のうえ、整備・運用の評価に関する進捗状況の報告やモニタリングの実施状況、評価結果の改善等について協議して運営している。当社は、取締役会で会社法上の内部統制システムの運用状況の評価と内部統制システム基本方針に基づく整備事項の見直しを行う。また、金融商品取引法に基づく内部統制報告書を取締役会に付議して内部統制が有効であることを確認する。

6　取締役会は、前各項を実行なさしめるために、知識、経験、能力をバランス良く兼ね備え、多様性と適正規模を両立させる体制で構成する。

（取締役会の運営）

第１６条 取締役会の運営は、「取締役会規則」に定める。

2　取締役会において、議長は、社外取締役又は社外監査役からの問題提起や質問に対して、自由闊達で建設的な意見交換と議論ができるよう進行する。

3　取締役会事務局は、会議資料を電子メールで事前に配信し、また、会議資料以外にも、社外取締役又は社外監査役から要請があった場合、その他必要に応じて情報を提供する。

4　取締役会の日程は、各取締役及び各監査役の了承のもと、年間計画で定める。

（監査役・監査役会の役割）

第１７条 監査役は、株主に対する受託者責任を認識し、持続的な企業価値の向上のために、独立の機関として取締役の職務執行の監査を行う。

2 監査役は、公正な意思決定を担保するため、取締役会に出席の上、議案の内容を検討し、審議に有用な助言を行う。また、監査役は社外取締役による情報収集に資するため、取締役会その他の機会を通じて社外取締役に対する情報提供及び意見交換を行う。

3 監査役は、監査機能の拡充のための取り組みとして、次の施策を実施する。

（１） 監査室、会計監査人との連携及び三様監査会議の開催による情報交換等の実施。

（２） 常勤監査役は、監査役会で決定された監査方針及び監査計画に基づき、経営会議、内部統制システム委員会等の重要な会議への出席と意見の提起、当社事業所への往査、代表取締役との意見交換、執行役員、部門長等からの意見聴取、重要な決裁書類の閲覧等、様々な方法で当社の業務執行の適法性を監査する。

4 監査役会は、社外監査役を含む全ての監査役で組織し、監査報告を作成するほか、監査の方針、会社の業務及び財務の状況の調査方法、その他監査役の職務執行に関する事項等、法令又は定款等に基づく諸事項を決定する。

5 監査役には、財務・会計に関する適切な知見を有する者を１ 名以上選任する。

6 監査役会は、監査室、各部署の部門長らと連携を図り、監査を実施するとともに、会計監査人とも連携の上、定期的に協議を行うよう努める。

（取締役及び監査役の責務）

第１８条 取締役及び監査役は、株主に対する受託者責任を認識し、ステークホルダーと様々な場面で対話をし、企業価値の向上が株主共同の利益に資するものとなるという共通の認識のもとで行動する。

（独立社外取締役の役割・責務）

第１９条 当社の独立社外取締役は、各自の専門的な知識及び経験に基づき、取締役会に上程された経営方針や経営改善、投資や人事（経営幹部の選解任）、利益相反取引の承認に係る議案等について、審議に参加し、自らの知見に基づき意見を述べ、採決に臨むことで、取締役会の重要な意思決定等について監督を行う。また、独立社外取締役は、会社と経営陣・支配株主等との間の利益相反を監督するとともに、少数株主等に係る議案等については、経営陣から独立した立場で意見を述べる。

（会計監査人）

第２０条 監査役会は、「監査役会規程」において会計監査人の選定・評価基準を策定し、社外監査役の意見も踏まえて、会計監査人の独立性、専門性について確認する。

2 監査役会は、監査日程や監査体制の確保に務め、会計監査人の適正な監査を確保する。

3 会計監査人、監査役会、監査室は、定期的（基本的に四半期毎）に三様監査会議を実施する。また、会計監査人の求めに応じて、適宜面談を実施する。

4 会計監査人が不正・不備等を発見した場合は、監査役会に報告し、その問題の軽重に応じて、監査役会や弁護士の意見を求め、必要に応じて速やかに開示する体制を確立する。

（取締役等の選解任の方針・手続、取締役・監査役候補の指名）

第２１条 取締役及び委任型執行役員（以下、「取締役等」という。）並びに監査役の候補者の指名は、性別、年齢及び国籍の区別なく、それぞれの人格、見識及び知見等を十分に考慮の上、その職務と責任を全うできる適任者を指名する。

2 取締役候補者の指名及び取締役の解任は、取締役会の諮問機関である ESG 経営推進委員会において策定する基

準に則った討議を経て代表取締役社長が取締役会に提案し、取締役会で審議の上、承認する。また、監査役候補者の指名及び監査役の解任は、取締役会の諮問機関であるESG経営推進委員会において策定する基準に則った討議を経て代表取締役社長が監査役会に提案し、監査役会の同意を得た上で取締役会において提案理由を説明し、取締役会で審議の上、承認する。取締役会において承認した取締役・監査役の候補者の選任案及び取締役・監査役の解任案は、株主総会に付議する。

3　当社の社外役員の独立性の判断基準は、東京証券取引所が定める独立性基準に準拠する。

4　取締役には複数の独立社外取締役を選任する。

5　個々の取締役及び監査役の略歴等、社外取締役候補者及び社外監査役候補者の選任理由は、株主総会招集通知の参考書類及び統合報告書で開示する。株主総会招集通知の参考書類についは、当社ホームページの「ＩＲニュース」内に掲載する。なお、委任型執行役員については、その経歴等を統合報告書に掲載する。

（取締役等の報酬決定の方針・手続）

第２２条 取締役等の報酬は、当社の社内基準において月額報酬の一部に業績連動部分を設けている。取締役等の個別の報酬は、取締役会の諮問機関であるESG経営推進委員会において策定する基準に則り、経営に関し高い見識を有する第三者の評価を経て決定する。また、当社ではＢＩＰ信託制度を導入し、報酬の一定割合を自社株報酬とすることで、取締役等は、株主と中長期的に利益を共有するものとする。

第６章 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件

（兼任の状況）

第２３条 取締役及び監査役並びにそれらの候補者の重要な兼職の状況については、株主総会招集通知及び有価証券報告書で開示する。

（取締役会の実効性の評価）

第２４条 当社は、毎期各取締役が自己の職務執行状況等について自己評価を行い、その評価に基づき、各取締役は独立した第三者たる有識者（評価委員）と面談の上、評価を受けるものとする。また、取締役会は、社外取締役及び社外監査役から取締役会の実効性について、1)取締役会の構成と運用、2)戦略と実効、3)リスクと危機管理、4)株主との対話等の項目について、評価を受けるものとする。その上で、取締役会は、毎年、上記の各取締役の自己評価に基づいた第三者たる有識者（評価委員）の評価、及び取締役会の実効性に対する独立役員協議会の評価を踏まえて、取締役会全体の実効性について、分析・評価を行い、その結果の概要を開示する。

第７章 情報入手と支援体制

（取締役、監査役の社内情報へのアクセス）

第２５条 取締役及び監査役は、必要に応じて会社の情報を入手できるものとする。

2　社外取締役及び社外監査役からの資料請求については、総務部もしくは監査室が一次的な窓口として対応する。

3　当社は、業務上必要と認められる場合には、社外取締役や監査役又は監査役会が会社の費用で外部の専門家の助言を得られる体制をとるものとする。

（取締役、監査役のトレーニング方針）

第２６条 当社では、取締役は外部の研修等を活用し役員として必要な情報・知見を習得することとしており、当社はその費用を負担することでこれを支援する。また、顧問弁護士によるコンプライアンスに関する研修会を年１回以上実施する。さらに、将来的な経営者としての専門的な能力を向上させるべく、年に数名の取締役をより高度で専門的な研修機関に派遣する。また、社外取締役及び社外監査役がその機能を十分に果たすことを可能とするため、当社グループの事業・財務・組織等に関する状況を把握できるよう、各社外取締役及び社外監査役に応じて継続的に情報提供する。監査役については、日本監査役協会に所属し、同協会が開催する諸研修に参加する。

第８章 株主との建設的な対話に関する方針

（株主との対話）

第２７条 当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために、株主総会の場以外における株主との建設的な対話も重要であると認識し、様々な対話の機会を設定する。株主との対話において、当社は、代表取締役をはじめ各役員が株主の声に耳を傾け、経営方針をわかりやすく明確に説明する等を基本方針とし、適切な対応に努める。

２ 当社では、株主又は投資家等からの面談申込みについては、ＩＲ担当役員を責任者として代表取締役社長を含めて各役員が積極的に対応する。また、当社では、コーポレート本部にＩＲ専門部署を設置し、関係会社を含め、財務・事業・法務等に関するあらゆる支援を受けられる体制とする。なお、個別面談以外に、決算説明会を原則年２回開催し、その模様は当社のホームページの「ＩＲニュース」で開示することに加え、不定期に投資家を招いて事業説明会を開催している。さらに、ＩＲ活動を通じて得られた株主・投資家からの有用なご意見やご要望については、経営幹部や取締役会等に対し適切に報告の上、経営の改善に役立てるものとする。

３ これらの取り組みに際し、当社は、インサイダー取引規制等の観点から、株主との対話では未公表の重要事実を伝達しないものとする。

（経営戦略や経営計画の策定・公表）

第 28 条 当社グループは、エネルギー自由化やニーズの多様化、生活動態の変化等の世の中の変革を踏まえ、期待される資本コストを踏まえつつ当社の基本戦略を明確にする。基本戦略及びこれに基づく中長期収益計画は、統合報告書等において公表する。

第９章 制定及び改廃

第 29 条 本ガイドラインの制定及び改廃は、取締役会の決議による。

２０１６年 1月27日 制 定
２０１７年 6月28 日 改 訂
２０１８年 6月28 日 改 訂
２０１８年12 月13 日 改訂
２０２０年6 月24 日 最終改訂